人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一（第一条関係） 一～六　（略） 七　警察庁			**別表第一**（第一条関係） 一～六　（略） 七　警察庁		
組織	官職	区分	組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
サイバーセキュリティ対策研究センター	所長	三種	サイバーセキュリティ対策研究・研修センター	所長	二種
	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
八～四十四　（略）			八～四十四　（略）		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一二

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類）	（特殊勤務手当の種類）
第二条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	**第二条**　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一～二十七　（略）	一～二十七　（略）
二十八　船員作業手当（第三十一条の二）	（新設）
（犯則取締等手当）	（犯則取締等手当）
第二十八条の五　犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。	**第二十八条の五**　犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。
一　（略）	一　（略）